



# 子ども食堂 スタートアップ支援事業 補助金

## 事業趣旨

豊見城市は、子どもたちが安心して過ごせる居場所となる「子ども食堂」を新たに開設する個人・団体に対し補助金を交付します。



## 補助対象者

市内において子ども食堂を新たに開設する営利を目的としない法人、団体又は個人（NPO法人、一般法人、ボランティア団体、自治会など）

## 実施要件

次に掲げる条件のすべてに該当することとします。

- (1) 事業対象年度内に新たに子ども食堂を開設し、かつ次年度以降も子ども食堂の開催を継続すること。
- (2) 補助対象者が市内で子ども食堂を開催し、1回あたり概ね5名以上の参加が見込まれる規模とすること。
- (3) 市内の18歳未満の子どもを主な対象とし、無料又は低額で食事と安心安全な居場所を提供すること。必要に応じて、子どもの保護者が利用しても差し支えない。
- (4) 原則、月1回以上の頻度で継続的に子ども食堂を実施すること。
- (5) 食事を提供する際は、参加者の食物アレルギー対策に十分留意し、食品衛生法に基づく営業許可等、関係法令を遵守すること。
- (6) 賠償責任保険に加入すること。
- (7) 利用する子どものうち、法人又は団体の構成員の3親等以内の親族はその半数以下であること。
- (8) 福祉的支援が必要な子どもやその家庭については、市と連携をとり、支援につなげること。
- (9) 特定の政治的活動、宗教的活動を行わないこと。
- (10) 国や県から本事業の補助対象経費と重複する補助金等の交付を受けている事業は除く。

## 対象経費

子ども食堂の開設及び初期運営に要する次の経費とします。

- (1) 光熱水費
- (2) 食材・食糧の購入費
- (3) 備品購入費及び需用費（調理家電、テーブル、食器棚、調理道具、食器、消耗品等）
- (4) 施設や設備の改修、修繕にかかる費用
- (5) その他の経費（講師謝礼金や保険にかかる費用、子ども食堂開設を知らせるための広報費など取組みの立上げ時に必要となる事業の趣旨に合致すると認められる費用）



## 補助金額

上記経費の合算額で1団体につき1年度あたり12万円まで（交付決定日～R8.3.31までの支出が対象）  
ただし同一団体に対し、最大2年度にわたり交付することができるものとします。

## 募集期限

募集締め切り 令和8年2月27日（金） ※先着順

※申請額が予算額に達した場合は、募集期限前であっても受付を終了することがありますのでご了承ください。

市HPはこちら



## 応募方法

豊見城市ホームページより申請書類をダウンロードいただき、郵送または窓口持参にて提出  
手続きの詳細は市HPの補助金交付要綱でも確認できます。

## 問合せ先・書類提出先

豊見城市 こども未来部 子育て支援課（子育て支援班）  
〒901-0292 沖縄県豊見城市宜保一丁目1番地1（2階）  
電話番号：098-840-5633  
メール：kosodate@city.tomigusuku.lg.jp



## 【参考】令和7年度子ども食堂スタートアップ事業補助金手続きの流れ

